平成２１年（フ）第４６８号
福井県鯖江市水落町２丁目15番９号
債務者　菊地　広子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
福井市運動公園１丁目2203番地
債務者　ヤマダ　ルイス　ミツアスこと　ＹＡＭＡＤＡ　ＬＵＩＺ　ＭＩＴＳＵＡＳＵ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７５号
福井市渕町第31号701番地　渕団地１号館408号室
債務者　ヤマダ　マルセロ　サダオこと　ＹＡＭＡＤＡ　ＭＡＲＣＥＬＯ　ＳＡＤＡＯ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
長野県塩尻市大字大門1058番地14　アルコー１―205
債務者　後藤　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第５５号
静岡県下田市荒増28番地の２
債務者　吉岡裕美子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第２７８号
三重県鈴鹿市稲生町8937番地の４
債務者　上杉　裕也
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３８号
滋賀県栗東市小野70番地39
債務者　吉村　和夫
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５０号
大津市下阪本４丁目16番３号　オネスタスガＢ―106号室
債務者　山本一二三
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５６号
滋賀県湖南市下田1764番地、前住所滋賀県湖南市柑子袋524番地５　グランパレス甲子園102号
債務者　中村洋二こと　ＬＵＹＯ　ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＹＯＪＩ　ＪＡＭＥＳ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９００号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町１丁目15番30―205号
債務者　照千代子こと　久末千代子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９４０号
兵庫県尼崎市常松１丁目６番27号
債務者　金村美和子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９５８号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目17番３号アメニティ203号、前住所大阪府茨木市小柳町９番22号
債務者　高山　　忠
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９６９号
兵庫県尼崎市浜３丁目10番８号第２神崎ハイツ202号
債務者　岡田　正樹
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９６号
兵庫県尼崎市名神町１丁目５番10号シャトー太田207号
債務者　黒川　直人
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２１７号
兵庫県明石市二見町西二見18―69―302
債務者　野田　克己
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
神戸市西区伊川谷町有瀬1666―16、住民票上の住所兵庫県明石市材木町15―８
債務者　酒井　敏史
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
兵庫県明石市大久保町山手台１丁目41　県住15棟201、旧住所兵庫県西宮市江上町６―10―302
債務者　永井　仁実
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係